

# 第 8 回専門小委員会におけるヒアリングの概要について (指定都市市長会)

---

# 指定都市市長会からのヒアリング①

## 1. 指定都市市長会説明概要

- データの種類によっては、47都道府県の単位ではなく、それに20指定都市を加えた、67の単位で比較する方が、地方公共団体の政策展開の前提となる社会実態がより反映されるのではないかと考えられる。
- 指定都市の地域は、狭い面積に人口が集中し、他の市町村とは異なる社会実態があるため、異なる制度が与えられるべきという議論は、特別市運動など古くから行われてきた。

### 【新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた課題】

- 感染症の当初は大都市を中心に広まっており、指定都市は感染対策を集中的に行ってきた。初期の感染症対応について、現場の実態に即して行っていくことが重要である。
- 臨時の医療施設の開設や宿泊療養施設の確保は、法律上は道府県の権限であるが、指定都市が道府県と調整の上で実質的に全て対応したケースや、道府県との調整が上手くいかず臨時の医療施設の開設を断念したケースがあり、地域の病院やホテルと普段から付き合いのある指定都市が、自ら医療提供体制や宿泊療養施設を確保する法制度の方が実態に即しているのではないかと考えられる。
- ワクチンの接種についても、指定都市が単独で大規模接種会場を設置した一方、ワクチンの供給が道府県を通じて行われることで、国も現場の実態がよく把握できていなかったのではないかと考えられ、国が指定都市と直接やり取りを行い、その情報を正確に把握することで混乱は防げたのではないかと考えられる。
- 医療機関がコロナ対応を行う上で、緊急包括支援交付金は非常に重要な役割を果たしているが、指定都市分も道府県を通じて交付されたことで非常に時間がかかったため、直接交付がなされるようにしていただきたい。
- 危機管理法制の中でも、災害救助法は主な実施主体が都道府県であるが、法改正を経て、現在は12の指定都市に権限移譲がなされ、迅速な対応が可能となっている。この法改正をモデルとして、コロナ関連の法令等においても積極的に指定都市に権限移譲を行っていただきたい。

## 指定都市市長会からのヒアリング②

### 【DXの進展への対応】

- 新型コロナ対応を通じて、COCOA、HER-SYSなどの使い勝手や、特別定額給付金の交付などにおいてDXの遅れも問題となった。この遅れを国・地方が協力して乗り越えていかなければならないのではないかと。
- 指定都市は非常に規模が大きいため、区役所単位の権限・サービスを強化すべきという議論がかつては主流だったが、DXの進展により、区役所の窓口に来なくても申請ができ、行政サービスを受けられる状況が急速に広がっており、今後は区役所に足を運ぶ必要のない行政サービスのあり方が求められるのではないかと。
- 指定都市と圏域の近隣自治体が共同してDXに必要な人材を育成し、相互に受け入れながら、共にDXを進展させていく姿が理想的ではないかと。

### 【大都市制度関係】

- 道府県に包摂されず、区域内の事務を一元的に担う特別自治市の議論の中で、指定都市以外の財政需要に対して道府県がどう対応するのかという問題があるが、同じ大都市である特別区との間には、大きな財政力の差があることを踏まえる必要があるのではないかと。
- 特別自治市の目指す姿は、二重行政を完全に解消し、市民サービスを向上させ、周辺の圏域と一体になって圏域全体の発展を図り、さらに、グローバル社会の中で、大都市圏域が周辺圏域とともに経済を成長させ、我が国の経済発展に貢献していくこと。東京以外の各地域に個性ある大都市圏域が形成されることが我が国全体にとって必要ではないかと。
- 今後、日本全体の人口減少・少子高齢化の進展が確実に見込まれる中で、統治機構のあるべき姿を検討する上で、国と都道府県のあり方と併せて、地域の特性に応じふさわしい大都市制度を選択できるようにすることについても検討いただきたい。

## 2. 主なやりとり

### <新型コロナウイルス感染症対応に関すること>

- 道府県知事の広域調整の権限を強化する方向で感染症法改正が進められているが、医療資源が大都市に集中している中で広域性を担保することが必要な場合に、それでも指定都市を独立させた方がよい理由はあるか。また、指定都市から道府県に対して事務の委託を受ける旨の協議を申し入れるなどの工夫はされたのか。  
⇒医療機関の指定について、どちらが行うにせよ道府県と指定都市間の調整が必要であるが、普段から実態をよく把握している指定都市が担う方がより円滑に進むのではないか。また、それぞれの実態に応じて、災害救助法のような手挙げ方式で対応できるような制度改正が望ましい。
- 広域での資源配分の調整が重要となるが、指定都市が医療機関の指定権限を持った場合に、どのようにすれば道府県との調整が円滑に進むと考えるか。  
⇒指定都市と道府県間の調整の仕組みという観点では、道府県知事に調整権限を付与する、あるいは、指定都市と道府県間の調整が上手くいかない場合に、国による関与を創設することもあり得るのではないか。
- ワクチンの供給について、道府県を通じて行われるのは、国が道府県と指定都市を一手に調整する行政能力がないから、道府県内の調整を道府県に任せている側面があると思われるが、指定都市と国が直接ワクチン供給のやりとりを行う仕組みで国は対応が可能と考えるか。  
⇒実務レベルでは負担かもしれないが、ワクチン供給に当たって、現場のひっ迫した実態を国が十分に把握できていなかったことを踏まえると、国が指定都市と直接やりとりをすることで、国が現場の実態をよく把握できるようになるというメリットがあるのではないか。
- 指定都市と近隣府県との関係性について、指定都市の権限が強化された場合に、どの主体が主導的な役割を果たすと、より円滑な対応が行われるか。  
⇒指定都市の権限が強化されたとしても当然、道府県との連携は必要になる。感染症対策のように道府県の境界を越えるものについては、国が一元的に処理した方がいい面もあり、道府県に権限が残る部分については、指定都市も含め、道府県の間で調整を行うことが現実的ではないか。

## 指定都市市長会からのヒアリング④

### <DXの進展に関すること>

- DXが地方制度に与える影響については、大都市に限らず、中央で集中的に事務を処理することを可能とする側面があるが、一方できめ細かい行政を地方が行う場合の基盤を整備する、そのために国が支援する上で、大都市だけを特別に取扱う理由は小さくなっていくのではないか。  
⇒大都市以外にも当てはまると思う。ただし、地方制度調査会においても、これまでは、指定都市の規模が大きいので域内分権を図る必要があるという議論がされてきたが、DXがそのような発想を変えつつあることを踏まえれば、大都市制度を設計する上で行政区のあり方をどのように考えるかということに影響するのではないか。
- 行政の現場で求められるDX人材は、それぞれの地域の特性を踏まえながらDXの知識を生かせる人材であると思うが、圏域でDX人材を育成する際に、指定都市は具体的にどのような役割を果たせるのか。  
⇒指定都市の方がジョブ型の専門人材を民間から採用しやすい側面がある。そのような人材を近隣の市町村に派遣する、あるいは業務を共同して行ったりアプリを共同で利用する等の対応が重要ではないか。
- DX人材の育成・連携を促進するために、具体的な制度や仕組みとしての提案はあるか。  
⇒DX人材がより円滑に自治体に供給される仕組み、例えば、民間人材の円滑な転籍の仕組みなどDX人材をどう流動化させていくかが必要ではないか。
- DX人材の育成を自治体間で協力して進めていく上で、近隣自治体の範囲をどう定義していくべきか。  
⇒行政の現場では、DX人材の育成と日々の日常的な業務改革が密接不可分に行われており、職員レベルのネットワークが急速に広がっている。他方で、システム標準化は、国の方針に基づいて進めていく必要があるなど、業務の性質によって国・地方間で様々な連携が行われている。このような多様な動きがある中で、周辺の圏域がどの範囲と定義することが適切か、慎重な議論が必要ではないか。

## 指定都市市長会からのヒアリング⑤

### <大都市制度に関すること>

- 指定都市と特別区の財政力の格差を踏まえると、指定都市には特別自治市に独立した後も近隣市町村の面倒を見る余裕はないように見えるが、近隣市町村と連携していく実力をなお持っていると言えるか。  
⇒例えばD Xについて見れば、指定都市の方が人材が厚いという側面もあるが、近隣市町村との間は、基本的には、水平的な協力関係をどううまく構築できるかが大事になると考えている。
- 指定都市の中でも近隣市町村とよく連携しているところは多くはないと思うが、特別自治市制度を導入することで本当に近隣市町村と連携していけるのか。  
⇒近隣市町村との連携は、指定都市と周辺の圏域の状況によって異なるが、指定都市の周辺にかなり大きな規模の都市がある場合は、国の連携中枢都市圏のような方法とは違うやり方が必要になるのではないかと考えている。